

厚生労働省告示第462号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第23項の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成19年厚生労働省告示第200号）の一部を次のように改正する。

平成24年7月31日

厚生労働大臣 小宮山洋子

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等

第3中18を23とし、10から17までを五ずつ繰り下げ、9の次に次のように加える。

- 10 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A/common magpie/Hong Kong/5052/2007（H5N1）（SJRJG-166615）
- 11 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A/Egypt/2321-NAMRU3/2007（H5N1）（IDCDC-RG11）
- 12 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A/Egypt/3300-NAMRU3/2008（H5N1）（IDCDC-RG13）
- 13 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A/Egypt/N03072/2010（H5N1）（IDCDC-RG29）
- 14 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A/Hubei/1/2010（H5N1）（IDCDC-RG30）